【県市連携事業】

令和７年度今治市結婚新生活支援事業Ｑ＆Ａ

【目次】

１　申請に関すること

Q1-1	申請はいつからできますか。
Q1-2	いつからの結婚が対象になりますか。
Q1-3	再婚ですが助成金を受けることはできますか。
Q1-4	郵送申請や電子申請はできますか。
Q1-5	夫婦の一方は今治市に住民登録されているが、もう一方が他の自治体に登録されている場合は対象になりますか。
Q1-6	以前に今治市に住民登録がありましたが、今は他の自治体に引っ越しています。対象になりますか。

２　所得に関すること

Q2-1	所得の確認方法を教えてください。
Q2-2	いつの所得で判定しますか。
Q2-3	令和６年中の所得を確認する提出書類は、源泉徴収票でも構いませんか。
Q2-4	貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか。
Q2-5	現在失業中ですが、助成金を判定する所得にその状況は反映されますか。
Q2-6	学資ローンの支払いをしている場合、所得から控除できますか。

３　対象経費に関すること

＜共通＞

Q3-1	いつ支払った費用が補助の対象になりますか。
Q3-2	婚姻より前に支払った費用も対象となりますか
Q3-3	口座振込やクレジットカードで支払いをしたので領収書がないのですが、どうすればよいですか。
Q3-4	費用の支払人は、申請者本人でないと対象になりませんか。
Q3-5	契約が婚姻前でも対象になりますか。
Q3-6	支払が婚姻前でも対象になりますか。
Q3-7	契約書がなくても対象になりますか。
Q3-8	親や親族との契約は対象となりますか。

＜取得・リフォーム＞

Q4-1	住宅を購入した際に、国の補助金をつかいました。対象となりますか。
Q4-2	住宅取得費用及びリフォーム費用について、ローン払いは対象となりますか。
Q4-3	土地の購入費は対象になりますか。
Q4-4	住宅取得の対象とならない経費にはどのようなものがありますか。
Q4-5	店舗併用住宅を建築しましたが対象となりますか。

Q4-6	２世帯住宅を建築しましたが対象となりますか。
Q4-7	親と共同で住宅を購入しましたが対象となりますか。
Q4-8	土地と建物を住宅ローンで購入しました。対象となる経費はどのように判定されますか。
Q4-9	現在建築中です。申請はいつからできますか。
Q4-10	住宅のリフォームについて、対象とならない費用はどのようなものですか。
Q4-11	店舗併用住宅のリフォームの場合は、対象となる費用はどのようになりますか。
Q4-12	賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか。
Q4-13	自分で原材料を購入しリフォームした場合の原材料の購入費は対象になりますか。

＜賃貸＞

Q5-1	賃貸の場合の対象となる一時金はどのようなものですか。更新料は対象になりますか。
Q5-2	入居に当たり、家賃２か月分の敷金及び家賃２か月分の礼金が必要な場合、すべて対象になりますか。
Q5-3	賃料は対象となりますか。
Q5-4	夫婦の一方が婚姻前から借りている物件に入居する場合、また、婚姻する前から同居していた場合の賃借費用も補助の対象になりますか。

＜引越し＞

Q6-1	レンタカーでトラックを借り引越しをした場合、対象となりますか。
Q6-2	引越しを友達に手伝ってもらい謝礼金を払った場合、対象となりますか。
Q6-3	県外から引越し業者と契約をして引越しをした場合、対象となりますか。
Q6-4	婚礼家具を購入し、運送してもらった場合の運送料は対象になりますか。

令和７年度今治市結婚新生活支援事業Ｑ＆Ａ

１　申請について

Q1-1　申請はいつからできますか。

Ａ　令和７年４月１日から申請の受付を開始します。

令和８年３月 31 日までに対象費用の支払いが完了する見込みのない方は、お早目にご相談ください。

Q1-2　いつからの結婚が対象になりますか。

Ａ　令和７年１月１日以降に結婚した方が対象となります。

※令和６年度にこの事業の助成を受け限度額に達していない方、又は、資格の認定を受けた方は「継続助成世帯」として今年度に限り上限額まで申請することができます。

Q1-3　再婚ですが助成金を受けることはできますか。

Ａ　初婚、再婚は関係ありません。

ただし、他自治体を含めて、夫婦のいずれかでも過去に同種の助成金を受けている場合は対象になりません。

Q1-4　郵送申請や電子申請はできますか。

Ａ　郵送申請は可能ですが、電子申請には対応していません。

書類不備が多いため、必ずチェックシートにてご確認のうえ、送付前に必ずこども未来課（0898-36-1529）又はお近くの支所でご確認ください。

Q1-5　夫婦の一方は今治市に住民登録されているが、もう一方が他の自治体に登録されている場合は対象になりますか。

Ａ　夫婦のいずれか一方が今治市に住民登録をしていれば対象になります。今治市に住民登録している方が申請者になります。この場合、今治市に居住していない方が居住する自治体へ同種の助成金を申請することはできません。どちらか一方の自治体へ申請してください。

Q1-6　以前に今治市に住民登録がありましたが、今は他の自治体に引っ越しています。対象になりますか。

Ａ　申し訳ございません。申請時点において今治市に住民登録されている方のみが対象となりますので、申請をお受けすることができません。

２　所得について

Q2-1　所得の確認方法を教えてください。

Ａ　所得は、収入から必要経費を引いた金額のことをさします。

サラリーマンの方は会社から配布される「特別徴収税額の通知書」の「総所得金額」が所得になります。自営業の方は１年間の収入（売上金額）から必要経費を差し引いた利益に相当する金額です。別添の所得の確認方法をご覧ください。

審査は、自治体が発行する所得証明書を基準にします。※複数の所得がある場合は、この限りではありません。

Q2-2　いつの所得で判定しますか。

A　所得証明書をもとに、令和６（2024）年中（申請日が令和７年５月 31 日以前の申請の場合は令和５（2023）年中）の夫婦の所得を合算します。夫婦の双方が 29 歳以下の場合は夫婦の合計所得金額が 660 万円未満、夫婦の双方が 39 歳以下の場合は夫婦の合計所得金額が 500 万円未満であれば申請が可能です。

貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、所得証明書をもとに算出した夫婦の合計所得金額から令和６年中の貸与型奨学金の返済額を控除した金額になります。

Q2-3　令和６年中の所得を確認する提出書類は、源泉徴収票でも構いませんか。

A　所得証明書が必要です。

※源泉徴収票だけでは、勤務先から支払われた給与や手当以外に収入があった場合、それを把握することができないため、必ず、令和７年１月１日時点に住民登録があった自治体が発行する所得証明書が必要となります。

Q2-4　貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか。

A　令和６年１月１日から令和６年 12 月 31 日の間に返済した金額は控除できます。

ただし、奨学金返還額証明書（提出が困難な場合は、領収書や通帳）の写しの添付が必要です。

Q2-5　現在失業中ですが、助成金を判定する所得にその状況は反映されますか。

A　申し訳ございません。令和６（2024）年中の所得をもとに判定しますので、現在の状況を反映することはできません。

Q2-6　学資ローンの支払いをしている場合、所得から控除できますか。

A　申し訳ございません。学資ローンの返済額を所得から控除することはできません。

奨学金の返済をしている場合は、令和６（2024）年中に支払った奨学金の返済額を控除することができます。

３　対象経費に関すること

＜共通＞

Q3-1　いつ支払った費用が補助の対象になりますか。

A　令和７年４月１日以降に支払った費用が対象になります。

Q3-2　婚姻より前に支払った費用も対象となりますか。

A　令和７年４月２日以降に婚姻された場合は、令和７年４月１以降の支払いであれば婚姻より前に支払った費用も対象となります。

Q3-3　口座振込やクレジットカードで支払いをしたので領収書がないのですが、どうすればよいですか。

A　振込が確認できる通帳の写し等を提出してください。支払った方（口座名義人）や支払日、支払先、内訳、支払金額が確認できる書類が必要です。スマホのアプリ上でしか確認できない場合は、該当箇所のスクリーンショットでも構いません。

Q3-4　費用の支払人は、申請者本人でないと対象になりませんか。

A　夫婦のいずれかが支払人であれば対象となります。

Q3-5　契約が婚姻前でも対象になりますか。

A　婚姻前１年以内の契約であれば対象になります。

例）婚姻日が令和８年３月 10 日の場合、契約日は令和７年３月 11 日以降

Q3-6　支払が婚姻前でも対象になりますか。

A　令和７年４月１日以降の支払いであれば対象になります。ただし、婚姻前１年以内の契約でなければならいことにご注意ください。（Q3-5 参照）

Q3-7　契約書がなくても対象になりますか。

A　契約書は必ず必要です。

Q3-8　親や親族との契約は対象となりますか。

A　対象となります。

ただし、契約書及び領収書は必要です。

＜取得・リフォーム＞

Q4-1　住宅を購入した際に、国の補助金をつかいました。対象となりますか

A　国、県、市及び他の自治体の同種の制度を利用した場合、対象になりません。

Q4-2　住宅取得費用及びリフォーム費用について、ローン払いは対象となりますか。

A　対象になります。

ただし、ローンにかかる手数料や利息は対象となりません。

Q4-3　土地の購入費は対象になりますか。

A　土地の購入費用は対象になりません。

土地を建物を合わせて購入した場合も、建物購入費用のみが対象となります。

Q4-4　住宅取得の対象とならない経費にはどのようなものがありますか。

A　旧住宅の解体費

土地の購入費、車庫・倉庫等の工事費（購入費）、

エアコンなど取り外し可能な機器等の購入費
造園、門扉、塀などの外構の工事費
下水道接続工事や浄化槽設置工事
太陽光発電システムの工事費
登記費用　など

Q4-5　店舗併用住宅を建築しましたが対象となりますか。

A　床面積の 1/2 以上が居住の用に供されている場合は対象となります。
ただし、面積按分による居住用部分の取得費に限られます。工事請負の場合は・・・」

Q4-6　２世帯住宅を建築しましたが対象となりますか。

A　対象となります。

Q4-7　親と共同で住宅を購入しましたが対象となりますか。

A　対象となります。
ただし、住宅の持ち分による按分をします。

Q4-8　土地と建物を住宅ローンで購入しました。対象となる経費はどのように判定されますか。

A　住宅取得費用部分に係るローン払いのみが対象となります。
土地と建物の契約書、住宅ローン契約書、頭金の領収書などから住宅ローンの対象となる土地代と建物代の比率を算出します。次に令和７年４月以降のローンの支払い額のうち建物代部分を算出し、これが対象軽費となります。
※住宅ローンの手数料等は対象となりません。

Q4-9　現在建築中です。申請はいつからできますか。

A　建築中の建物に住民票を移してからになります。

Q4-10　住宅のリフォームについて、対象とならない費用はどのようなものですか。

A　倉庫、車庫等の工事費
エアコンなど取り外し可能な機器等の購入費
造園、門扉、塀などの外構の工事費
下水道接続工事や浄化槽設置工事
太陽光発電システムの工事費　など

Q4-11　店舗併用住宅のリフォームの場合は、対象となる費用はどのようになりますか。

A　床面積の 1/2 以上が居住の用に供されている場合は対象となります。
ただし、店舗部分のリフォームは対象外です。

Q4-12　賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか。

A　対象となります。

ただし、所有者又は管理者の同意が必要になります。

Q4-13　自分で原材料を購入しリフォームした場合の原材料の購入費は対象になりますか。

A　申し訳ございませんが、対象にはなりません。

＜賃貸＞

Q5-1　賃貸の場合の対象となる一時金はどのようなものですか。更新料は対象になりますか。

A　敷金、礼金、仲介手数料が対象になります。

敷金及び礼金は合わせて家賃の３か月分、仲介手数料は家賃の１か月分が対象になります。なお、家賃には、共益費は含みますが駐車場代は含みません。

Q5-2　入居に当たり、家賃２か月分の敷金及び家賃２か月分の礼金が必要な場合、すべて対象になりますか。

A　敷金及び礼金は合わせて家賃の３か月分までになります。

Q5-3　賃料は対象となりますか。

A　対象外です。

Q5-4　夫婦の一方が婚姻前から借りている物件に入居する場合、また、婚姻する前から同居していた場合の賃借費用も補助の対象になりますか。

A　婚姻前１年以内に契約し入居している場合は対象になります。

ただし、敷金、礼金、仲介手数は、令和７年４月１日以降に支払ったものに限ります。

＜引越し＞

Q6-1　レンタカーでトラックを借り引越しをした場合、対象となりますか。

A　対象となりません。引越し業者又は運送業者を利用した場合のみが対象となります。

Q6-2　引越しを友達に手伝ってもらい謝礼金を払った場合、対象となりますか。

A　対象となりません。引越し業者又は運送業者を利用した場合のみが対象となります。

Q6-3　県外から引越し業者と契約をして引越しをした場合、対象となりますか。

A　対象となります。

Q6-4　婚礼家具を購入し、運送してもらった場合の運送料は対象になりますか。

A　婚礼家具を購入した場合の配送、備え付けは、通常、家具屋が行います。家具屋は、引越し業者、運送業者に当たらないので対象になりません。

ただし、配送を家具屋でなく引越し業者又は運送業者が行った場合は対象になります。